

## 日本ロンサール学会規約

第1項 本会は1965年4月に創設され、日本ロンサール学会 Société des Amis de Ronsard du Japon（略称：SARJ あるいは S.A.R.J.）と称する。

第2項 本会は事務所を大阪府豊中市刀根山6-15-25-702 岩根久方に置く。

第3項 本会はフランス16世紀詩の専門研究者が結集し、日本においてこの領域に関する諸研究を奨励・発展させることを目的とする。同時に本会は関連分野（フランス語学および文学、美術史、音楽史など）の専門研究者の参加にも開かれている。

この目的において、本会は月例研究会、学会を定期的に開催し、セミナー、講演会などを随時開催する。

第4項 本会は次の会員により構成される。

- 1) 会員：一般および学生（大学院）会員
- 2) 名誉会員

第5項 本会の活動は

- 1) 全会員による（出席、委任）総会
- 2) （役員会の構成の変更）役員会（会長、副会長1名、幹事長、幹事若干名、会計1名よりなる）

第6項 本会の財政は会員が支払う会費によってまかなわれる。会員は入会時から当該年分の会費を支払う。  
名誉会員は会費を免除される。

第7項 本会の会計年度は1月1日に始まり12月31日で終わる。

第8項 総会は、会長の招集によって、少なくとも年に1回開催される。また過半数以上の会員あるいは役員会からの要請があった場合にも開催される。

第9項 役員会は会の運営を行い、会の諸決定を実行する。

第10項 会長は総会が決定した方針に則して、会の代表者として、役員会の協力のもとに会を統率する。

第11項 会長を始めとする本会の役員は会員の互選により、総会において決定する。

第12項 本規約の改正は総会において決定することができる。

―――本改正規約は2022年2月1日から施行される。―――